

政令第 号

下水道法施行令及び公害防止事業費事業者負担法施行令の一部を改正する政令

内閣は、水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号）の一部の施行に伴い、並びに下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項から第三項まで及び第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）並びに第六項、第七条の二第二項（同法第二十五条の十八において準用する場合を含む。）、第二十五条の十一第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）及び第七項並びに第三十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（下水道法施行令の一部改正）

第一条 下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「予定処理区域」の下に「（雨水公共下水道に係るものにあつては、予定排水区域。次条第一号及び第五条の二第一号において同じ。）」を加える。

第四条第一号中「土地の用途」を「土地利用の状況」に改め、同条第五号中「工事費」の下に「（維持管理に要する費用を含む。）」を加える。

第四条の二第一号及び第二号を次のように改める。

一 法第二条第三号イに該当する公共下水道（以下この号及び第二十四条の三第一項第二号イにおいて

「一般公共下水道」という。）の事業計画のうち、次のいずれかに該当するもの

イ 予定処理区域（予定処理区域を拡張する変更に係るものにあつては、変更後の予定処理区域）の

面積が百ヘクタール以下の一般公共下水道の事業計画

ロ 流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する一般公共下水道の事業計画

ハ 第五条の二第二号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）、第三号又は第五号に掲げる変更のみの変更に係る事業計画

二 雨水公共下水道の事業計画

第四条の二第三号を削る。

第五条の二第三号中「又は能力」を「若しくは能力又は点検の方法若しくは頻度」に改める。

第五条の十一の次に次の一条を加える。

（公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等）

第五条の十二 法第七条の二第二項（法第二十五条の十八において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

一 公共下水道又は流域下水道（以下この条において「公共下水道等」という。）の構造又は維持若しくは修繕の状況、公共下水道等に流入する下水の量又は水質、公共下水道等の存する地域の気象の状況その他の状況（以下この項において「公共下水道等の構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、公共下水道等の巡視を行い、及び清掃、しゅんせつその他の公共下水道等の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

二 公共下水道等の点検は、公共下水道等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

三 前号の点検は、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれが大きいものとして国土交通省令で定める排水施設にあつては、五年に一回以上の適切な頻度で行うこと。

四 第二号の点検その他の方法により公共下水道等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があること

を把握したときは、公共下水道等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

五 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ（排水施設から下水があふれ出るおそれがある場合に、当該排水施設から下水を排出するための可搬式のポンプをいう。）又は仮設消毒池（水処理施設において下水を処理することができなくなるおそれがある場合に、当該下水を流入させ、その消毒を行うための仮設の池をいう。）の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずること。

2 前項に規定するもののほか、公共下水道等の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

第十七条の六第一号中「土地の用途」を「土地利用の状況」に改め、同条第五号中「工事費」の下に「（維持管理に要する費用を含む。）」を加える。

第十七条の九第一号中「又は能力」を「若しくは能力又は点検の方法若しくは頻度」に改める。

第二十四条の三第一項第二号イ及びロを次のように改める。

イ 一般公共下水道のうち、予定処理区域の面積が百ヘクタール以下のもの又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続するもの

ロ 雨水公共下水道

（公害防止事業費事業者負担法施行令の一部改正）

第二条 公害防止事業費事業者負担法施行令（昭和四十六年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項第一号中「第五条第一項第一号」を「第五条第一項第五号」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改める。

#### 附 則

この政令は、水防法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十七年十一月十九日）から施行する。

## 理 由

水防法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項を定める等の必要があるからである。